

千地裁総第456号

令和3年4月27日

山中理司様

千葉地方裁判所長 堀田真哉



司法行政文書の開示についての通知書

3月29日付け（同月31日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので、通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報

「千葉地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和3年度における裁判官の配置，裁判事務の分配及び代理順序，開廷日割並びに司法行政事務の代理順序の定め」の別表第1及び別表第2（4月1日現在のもの）（片面で7枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

（担当）総務課文書係 電話043（333）5237

(別表第1)

令和3年度千葉地方裁判所民事部の裁判官の配置及び裁判事務の分配等

部	裁判官の配置	裁判事務の分配及び割合		担当裁判官	開廷日等		
民事部	判事(総) 高取 真理子	(法定合議事件) (1) 控訴事件	60分の10	合議事件 高取 真理子 篠原 絵理 首藤 晴久 清水 拓二 瀧澤 惟子	水		
	判事 篠原 絵理	(2) 労働に関する控訴事件(労働災害に関する控訴事件を除く。)	全部				
	判事 首藤 晴久	(3) 抗告事件(民事保全事件及び民事執行事件に係る抗告事件を除く。)	4分の1				
	判事 清水 拓二	(4) 除斥事件及び忌避事件	4分の1	単独事件 高取 真理子 篠原 絵理 首藤 晴久	金 月・木 火・金		
	判事補 清水 拓二	(法定合議事件を除くその余の事件) (5) 第一審訴訟事件((6)から(10)までの事件を除くその余の訴訟事件)	18分の5				
	判事補(職務代行) 瀧澤 惟子	(6) 交通事故に関する損害賠償事件及び自動車事故責任保険金事件	18分の5				
		(7) 手形・小切手に関する事件	18分の5				
		(8) 国家賠償事件	4分の1				
		(9) 知的財産権及び不正競争防止法に関する事件	4分の1				
		(10) 大気汚染、水質汚濁、騒音振動及び通風・日照阻害等の公害、薬品及び食品等の製造物、航空機又は船舶に関する損害賠償又は差止めに関する事件	4分の1				
		(11) 民事調停事件(特定調停事件及び借地非訟付調停事件を除く。)	4分の1				
		(12) 共通義務確認訴訟事件	4分の1				
		(13) 人身保護事件	4分の1				
		(14) 訴えの提起前における証拠収集処分事件	4分の1				
		(15) 証拠保全事件	4分の1				
		(16) 共助事件	4分の1				
		(17) 労働に関する事件(労働災害に関する事件を除く。)	全部				
		(18) 労働審判事件	全部				
		(19) 労働仮処分事件	全部				
民事部	判事(総) 本田 晃	(法定合議事件) (1) 控訴事件	60分の20			合議事件 本田 晃 山原 佳奈 宮崎 陽介 久田 皓士 山田 明日香 林 拓也	金 月(臨時)
	判事 山原 佳奈	(2) 医療事故を理由とする損害賠償控訴事件	全部				
	判事 宮崎 陽介	(3) } 第一部の(3)及び(4)と同じ	各4分の1				
	判事 久田 皓士	(4) }					
	判事 山田 明日香	(法定合議事件を除くその余の事件) (5) } 第一部の(5)から(7)までと同じ	各18分の4				
判事 林 拓也	(6) }						
	(7) }						

<p>四 部</p>	<p>判事(兼) 宮崎陽介</p> <p>判事補(特) 内藤秀介</p> <p>判事補 長谷川 英</p> <p>【留学中】 判事補(特) 津田葉月</p> <p>【民間企業研修中】 判事補(特) 山部佑輝</p>	<p>(7) 民事保全事件及び民事執行事件に係る抗告事件並びにこれらに付随する雑事件</p> <p>(8) 破産事件, 民事再生事件, 会社更生事件, 特別清算事件及び企業担保権実行事件</p> <p>(9) 承認援助事件</p> <p>(10) 民事非訟事件及び商事非訟事件(公示催告, 過料を含む。)</p> <p>(11) 借地非訟事件(借地非訟付調停事件を含む。)</p> <p>(12) 特定調停事件</p> <p>(13) 仮登記仮処分事件</p> <p>(14) 罹災都市借地借家臨時処理事件</p> <p>(15) 船舶所有者等責任制限事件</p> <p>(16) 油濁損害賠償責任制限事件</p> <p>(17) 簡易確定事件</p> <p>(18) 仲裁関係事件</p> <p>(19) その他の民事雑事件(訴えの提起前における証拠収集処分事件, 証拠保全事件及び共助事件を除く。)</p>	<p>全部</p>	<p>単独事件 高瀬 順 鈴木 進 山崎 隆 宮崎 陽 内藤 秀 長谷川 英</p>	<p>随 時</p>
<p>民 事 第 五 部</p>	<p>判事(総) 間 史 恵</p> <p>判事 鈴木 秀 雄</p> <p>判事 三 島 聖 子</p> <p>判事(兼) 山 崎 隆 介</p> <p>判事補 片 岡 甲 斐</p>	<p>(法定合議事件)</p> <p>(1) 控訴事件</p> <p>(2) 建築請負及び工事請負に関する控訴事件(請求原因又は抗弁で瑕疵の主張のある事件に限る。)</p> <p>(3) } 第一部の(3)及び(4)と同じ</p> <p>(4) }</p> <p>(法定合議事件を除くその余の事件)</p> <p>(5) } 第一部の(5)から(7)までと同じ</p> <p>(6) }</p> <p>(7) }</p> <p>(8) } 第一部の(8)から(13)までと同じ</p> <p>(9) }</p> <p>(10) }</p> <p>(11) }</p> <p>(12) }</p> <p>(13) }</p> <p>(14) 訴えの提起前における証拠収集処分事件</p> <p>(15) 証拠保全事件</p> <p>(16) 共助事件</p> <p>(17) 建築請負及び工事請負に関する事件(請求原因又は抗弁で瑕疵の主張のある事件に限る。)</p>	<p>60分の10 全部</p> <p>各4分の1</p> <p>各18分の5</p> <p>各4分の1</p> <p>4分の1</p> <p>4分の1</p> <p>4分の1</p> <p>全 部</p>	<p>合議事件 間 史 恵 鈴木 秀 雄 片 岡 聖 子</p> <p>単独事件 間 史 恵 鈴木 秀 雄 三 島 聖 子 山 崎 隆 介</p>	<p>木 月・金 (臨時)</p> <p>水 火・金 火・金 火・金</p>

		<p>第3 その他の事件 次の事件ごとにその各9分の2</p> <p>(1) 医療観察法第33条第1項の申立事件 (2) 第25条(3)により同条(1)本文の例によ るとされた事件 (3) 執行猶予取消請求事件 (4) 起訴前の証拠調事件・証拠保全事件 (5) 共助事件(組織的犯罪処罰法第6章及 び麻薬特例法第6章の国際共助事件を除 く。) (6) 刑事訴訟法第430条の準抗告事件 (7) 刑事訴訟法第187条の2の不起訴被 疑者の訴訟費用請求事件 (8) 検察審査会の起訴議決に係る事件につ いて公訴の提起及びその維持に当たる弁 護士の指定に関する事件 (9) その他裁判官の権限により処理すべき 事件(第1, 第2並びに上記(1)及び(2)に 掲げたものを除く。)</p>	<p>医療観察法上の 判事の権限で処 理すべき事件 (裁判官の合議 体で行う審理を 除く。)</p> <p>岡部 豪 向井 香津子 佐々木 公 宮崎 桃子</p>	<p>随時 随時 随時 随時</p>
<p>刑 事 第 二 部</p>	<p>判事(総) 安藤 範 樹</p> <p>判事 坂田 威一郎</p> <p>判事 大槻 友 紀</p> <p>判事 小林 麻 子</p> <p>判事 岩崎 貴 彦</p> <p>判事補 山田 明日香</p> <p>判事補 石田 太 郎</p>	<p>第1 } 第一部の第1から第3までと同じ 第2 } 第3 }</p>	<p>合議事件 安藤 範 樹 坂田 威一郎 大槻 友 紀 小林 麻 子 岩崎 貴 彦 山田 明日香 石田 太 郎</p> <p>単独事件 安藤 範 樹 坂田 威一郎 大槻 友 紀 小林 麻 子 岩崎 貴 彦</p> <p>医療観察法上の 判事の権限で処 理すべき事件 (裁判官の合議 体で行う審理を 除く。)</p> <p>安藤 範 樹 坂田 威一郎 小林 麻 子 岩崎 貴 彦</p>	<p>月～金</p> <p>月～金 月～金 月～金 月～金</p> <p>随時 随時 随時</p>

刑 事 第 三 部	判事(総) 佐々木 一夫 判事 金子 大作 判事 島田 環 判事 国分 史子 判事補 飯田 悠斗 判事補 坂井 夏生	第1 第一部の第1と同じ 第2 単独事件及びこれに準じて分配する事件 1 公安労働関係単独事件の18分の2 2 1以外の単独事件の18分の2(ただし、即決裁判手続事件を除く。) 3 その他判事の権限により処理すべき事件(第1及び第3に掲げたものを除く。)の18分の2 第3 第一部の第3と同じ	合議事件 佐々木 一夫 金子 大作 島田 環子 国分 史子 飯田 悠斗 坂井 夏生 単独事件 佐々木 一夫 金子 大作 島田 環子 国分 史子 医療観察法上の判事の権限で処理すべき事件(裁判官の合議体で行う審理を除く。) 佐々木 一夫 金子 大作 島田 環子 国分 史子	月～金 月～金 月～金 月～金 随 時 随 時 随 時 随 時
	刑 事 第 四 部	判事(総) 平塚 浩司 判事 井筒 径子 判事 谷口 吉伸 判事補 佐伯 春奈	第1 合議事件及びこれに準じて分配する事件 1 法定合議事件(2の事件を除く。)の9分の1 2 裁判員裁判対象事件の9分の1 3 刑事訴訟法第262条の付審判請求事件の9分の1 4 次の事件の9分の1 (1) } (2) } 第一部の第1の4(1)から(6)までと同じ (3) } (4) } (5) } (6) } 5 除斥事件及び忌避事件の9分の1 6 部において合議体で審判をする旨の決定をした事件 7 その他法令により合議体で処理すべき事件の9分の1 8 医療観察法第72条第1項の不服申立事件及び同法第73条第1項の異議申立事件の9分の1 第2 単独事件及びこれに準じて分配する事件 1 公安労働関係単独事件の18分の4 2 1以外の単独事件の18分の4 3 その他判事の権限により処理すべき事件	合議事件 平塚 浩司 井筒 径子 谷口 吉伸 佐伯 春奈 単独事件 平塚 浩司 井筒 径子 谷口 吉伸

		<p>(第1及び第3に掲げたものを除く。)の18分の4</p> <p>第3 その他の事件 次の事件ごとにその各9分の1</p> <p>(1) } (2) } (3) } (4) } (5) } 第一部の第3(1)から(9)までと同じ (6) } (7) } (8) } (9) }</p>	<p>医療観察法上の判事の権限で処理すべき事件 (裁判官の合議体で行う審理を除く。)</p> <p>平塚浩司 井筒径子</p>	<p>随時 随時</p>
<p>刑 事 第 五 部</p>	<p>判事(総) 前田 巖</p> <p>判事 友重 雅裕</p> <p>判事 佐藤 哲郎</p> <p>判事 安重 育巧美</p> <p>判事補 井上 寛基</p> <p>判事補 高橋 真歩</p>	<p>第1 第一部の第1と同じ</p> <p>第2 単独事件及びこれに準じて分配する事件 1 公安労働関係単独事件の18分の2 2 1以外の単独事件の18分の2(ただし、即決裁判手続事件を除く。) 3 その他判事の権限により処理すべき事件(第1及び第3に掲げたものを除く。)の18分の2</p> <p>第3 第一部の第3と同じ</p>	<p>合議事件 前田 巖 友重 雅裕 佐藤 哲郎 安重 育巧美 井上 寛基 高橋 真歩</p> <p>単独事件 前田 巖 友重 雅裕 佐藤 哲郎 安重 育巧美</p> <p>医療観察法上の判事の権限で処理すべき事件 (裁判官の合議体で行う審理を除く。)</p> <p>前田 巖 友重 雅裕 佐藤 哲郎 安重 育巧美</p>	<p>月～金</p> <p>月～金 月～金 月～金</p> <p>随時 随時 随時</p>